（小泉浜地区に係る基準の特例）

第十七条　小泉浜地区内において行われる規則第十一条第四項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第九号及び第十号を除く。）に掲げるとおり」と、同項第二号中「十メートル」とあるのは「十三メートル」と、同項第四号中「千平方メートル」とあるのは「三百二十平方メートル」と、同項第六号中「次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「それぞれ六十パーセント以下及び二百パーセント以下」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2　小泉浜地区内において行われる規則第十一条第九項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第五号を除く。）に掲げるとおり」と、同項第三号及び第七号ロ中「千平方メートル」とあるのは「三百二十平方メートル」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3　小泉浜地区内において行われる規則第十一条第二十三項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第二号及び第二号の二を除く。）に掲げるとおり」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（飯子浜地区、尾浦西地区、尾浦東地区、竹浦南地区、野々浜地区及び横浦地区に係る基準の特例）

第十八条　飯子浜地区、尾浦西地区、尾浦東地区、竹浦南地区、野々浜地区及び横浦地区内において行われる規則第十一条第四項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第七号、第九号及び第十号を除く。）に掲げるとおり」と、同項第二号中「二階建」とあるのは「三階建」と、「十メートル」とあるのは「十三メートル」と、同項第四号中「千平方メートル」とあるのは「百六十五平方メートル」と、同項第六号中「次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「それぞれ六十パーセント以下及び二百パーセント以下」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2　飯子浜地区、尾浦西地区、尾浦東地区、竹浦南地区、野々浜地区及び横浦地区内において行われる規則第十一条第九項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げるとおり」と、同項第二号中「二階建」とあるのは「三階建」と、「十メートル」とあるのは「十三メートル」と、同項第四号中「千平方メートル」とあるのは「百六十五平方メートル」と、同項第六号中「次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「それぞれ六十パーセント以下及び二百パーセント以下」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3　飯子浜地区、尾浦西地区、尾浦東地区、竹浦南地区、野々浜地区及び横浦地区内において行われる規則第十一条第二十三項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第二号及び第二号の二を除く。）に掲げるとおり」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（大石原浜地区に係る基準の特例）

第十九条　大石原浜地区内において行われる規則第十一条第四項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第九号及び第十号を除く。）に掲げるとおり」と、同項第二号中「二階建」とあるのは「三階建」と、「十メートル」とあるのは「十三メートル」と、同項第四号中「千平方メートル」とあるのは「百六十五平方メートル」と、同項第六号中「次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「それぞれ六十パーセント以下及び二百パーセント以下」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2　大石原浜地区内において行われる規則第十一条第九項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第五号を除く。）に掲げるとおり」と、同項第三号及び第七号ロ中「千平方メートル」とあるのは「百六十五平方メートル」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3　大石原浜地区内において行われる規則第十一条第二十三項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第二号を除く。）に掲げるとおり」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（桐ヶ崎地区に係る基準の特例）

第二十条　桐ヶ崎地区内において行われる規則第十一条第四項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第七号、第九号及び第十号を除く。）に掲げるとおり」と、同項第二号中「二階建」とあるのは「三階建」と、「十メートル」とあるのは「十三メートル」と、同項第四号中「千平方メートル」とあるのは「百六十五平方メートル」と、同項第六号中「次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「それぞれ六十パーセント以下及び二百パーセント以下」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2　桐ヶ崎地区内において行われる規則第十一条第九項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第二号及び第二号の二を除く。）に掲げるとおり」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3　桐ヶ崎地区内において行われる規則第十一条第二十三項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げるとおり」と、同項第三号及び第七号ロ中「千平方メートル」とあるのは「百六十五平方メートル」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（出島地区に係る基準の特例）

第二十一条　出島地区内において行われる規則第十一条第四項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第七号、第九号及び第十号を除く。）に掲げるとおり」と、同項第二号中「二階建」とあるのは「三階建」と、「十メートル」とあるのは「十三メートル」と、同項第四号中「千平方メートル」とあるのは「百六十五平方メートル」と、同項第六号中「次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「それぞれ六十パーセント以下及び二百パーセント以下」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2　出島地区内において行われる規則第十一条第九項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げるとおり」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（出島地区に係る基準の特例）

第二十一条　出島地区内において行われる規則第十一条第四項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第七号、第九号及び第十号を除く。）に掲げるとおり」と、同項第二号中「二階建」とあるのは「三階建」と、「十メートル」とあるのは「十三メートル」と、同項第四号中「千平方メートル」とあるのは「百六十五平方メートル」と、同項第六号中「次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「それぞれ六十パーセント以下及び二百パーセント以下」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2　出島地区内において行われる規則第十一条第九項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げるとおり」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3　出島地区内において行われる規則第十一条第二十三項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第二号を除く。）に掲げる」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（石浜・名足地区及び泊浜地区に係る基準の特例）

第二十二条　石浜・名足地区及び泊浜地区内において行われる規則第十一条第四項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第七号、第九号及び第十号を除く。）に掲げるとおり」と、同項第二号中「十メートル」とあるのは「十三メートル」と、同項第四号中「千平方メートル」とあるのは「三百二十五平方メートル」と、同項第六号中「次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「それぞれ六十パーセント以下及び二百パーセント以下」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2　石浜・名足地区及び泊浜地区内において行われる規則第十一条第九項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げるとおり」と、同項第三号及び第七号ロ中「千平方メートル」とあるのは「三百二十五平方メートル」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3　石浜・名足地区及び泊浜地区内において行われる規則第十一条第二十三項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第二号及び第二号の二を除く。）に掲げるとおり」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（名足地区に係る基準の特例）

第二十三条　名足地区内において行われる規則第十一条第四項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「次の各号（第七号、第九号及び第十号を除く。）に掲げるとおり」と、同項第二号中「二階建」とあるのは「四階建」と、「十メートル」とあるのは「十五メートル」と、同項第四号中「千平方メートル」とあるのは「百六十平方メートル」と、同項第五号中「二百五十平方メートル」とあるのは「百平方メートル」と、同項第六号中「次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「それぞれ四十パーセント以下及び百パーセント以下」と読み替えて、同項の規定を適用する。